

【指定ごみ袋制度について】



平成 24 年 4 月

宇治市 市民環境部 環境政策室
ごみ減量推進課・事業課

1. はじめに...

私たち人類が進めてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球的規模での環境問題を生じさせています。

21世紀に生きる私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があり、循環型社会の形成に向け、取り組んでいかなければなりません。

私たち1人1人はそのことを自覚し、地球環境への負荷を低減するために、ものを大切にす文化を育み、循環型社会の形成に向け、一層の取り組みが求められているところです。

本市では、平成21年3月に「宇治市第2次ごみ処理基本計画」を策定し、「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」を基本理念とし、「市民との連携・協働による3R(スリー-R)を推進」、「効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築」、「ごみの適正処理の推進」の3つの基本方針に基づき取り組みを進めています。

また、同計画では平成30年度を目標年度とし、基準年度(平成19年度)実績から家庭系「もえるごみ」及び「もえないごみ」の1人1日あたりの平均排出量を8%削減、リサイクル率28%にすることを「ごみ減量化のチャレンジ目標」に掲げており、「^{セーブ} ^ザ ^{フューチャー} ^{チャレンジ} ^ジ ^{エイト}」をスローガンに、市民の皆さんにご理解とご協力をいただく中で達成を目指します。

この取り組みの一環として、「指定ごみ袋制度」が平成24年6月から始まります。

3R(スリー-R)とは...

廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。^{リデュース} Reduce (廃棄物の発生を抑制する)、^{リユース} Reuse (再使用する)、^{リサイクル} Recycle (再生利用する)の頭文字を取った略称。

^{セーブ} ^ザ ^{フューチャー} ^{チャレンジ} ^ジ ^{エイト}とは...

SAVE THE FUTURE は、直訳すると「未来を守る」になりますが、地球環境を守る循環型社会への総合的な取り組みをイメージしています。Challenge the “8”は「”8”への挑戦」、即ち削減目標8%及びリサイクル目標28%の“8”を意味しています。また、“8”は、“共生の環”や(無限)を表し、循環型社会への取り組みが将来へと継続されること、かけがえのない地球環境が永遠に続くことへの願いを込めています。

2. これまでの取り組みについて

市民の皆さんのご協力の下、ごみの減量化を進めるために様々な取り組みを進めてきました。

古くは昭和 50 年度から市と協定を結んだ町内会等を対象に「古紙回収事業」を開始しました。また昭和 61 年度からモデル地区を対象に「びん・缶」の分別収集を試行しました。

平成 9 年度から「容器包装リサイクル法」の本格施行に伴い、全市域を対象に「缶・びん・ペットボトル・紙パック」の分別収集を実施し、平成 13 年度から「発泡トレイ類」を追加しました。

さらに平成 16 年度から「古紙類」を「もえるごみ」として収集することを止め、集団回収を基本に「古紙回収事業」の全市拡大に取り組みました。この結果、家庭系可燃ごみ量が平成 15 年度 34,416t から平成 16 年度 30,458t となり、11.5% の減少と大きな成果をあげました。

また、本年の 3 月から「てんぷら油」、「ペットボトルキャップ」、「蛍光管」の分別収集について、回収箱設置場所を設けて拠点回収で開始しました。回収箱の設置場所は各公民館、各コミュニティセンター、市役所本館の計 10 箇所です。



※ペットボトルに油を入れて、キャップを締めた状態で、回収箱に入れてください。ペットボトルの大きさは問いません。
※てんぷら油のみ対象(ラード・灯油などは対象外)。



※簡単な水洗いをして、キャップのみ入れてください。
※ペットボトル本体はお住まいの地域の「びん・ペットボトル・発泡トレイ類の日」に分別して出してください。



※包装箱に入れた状態で、回収箱に入れてください。
※蛍光管のみ対象です。LED電球・白熱電球は紙などで包み、「割れもの」等の張り紙をして「もえないごみの日」に出してください。



3. その他の取り組みについて

(1) ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）の実施

平成21年度から介護が必要な方や身体に障害のある方など、ごみ集積場所へごみを出すことが困難な世帯に対して、職員がその方のご自宅まで伺いごみの収集を行っています。また、ご希望されている方については、声かけを行っています。

なお、ごみ収集日にごみが出されていない場合、あらかじめ登録された連絡先に連絡を行い、安否確認をしています。



(2) 環境教育の実施

循環型社会の形成に向けて、子ども達の関心を高めるために環境教育を行っています。

保育所園児には、ものを大切にすることやごみの分別を題材とした紙芝居を作成し、実演を行っています。また、小学校の社会科の授業の一環として、4年生の児童を対象にごみ問題の現状、限りある資源の有効利用、ごみの減量、分別の重要性の説明を行い、職員による体験談やごみ収集車の構造学習などを通じて環境問題を身近に感じてもらっています。



(3) 生ごみ処理機・堆肥化容器の普及促進

もえるごみの約半分は水分です。もえるごみの水分を減らすには台所ごみに含まれている水分の水切りを行うことが重要です。さらにこれらを堆肥化すると、ごみを減らすだけでなく畑やガーデニングの肥料としてリサイクル（再生利用）できます。

本市では、市民の皆さんが自宅などで設置する生ごみ処理機・堆肥化容器の購入費の一部を助成しています。



4. 宇治市のごみ処理の現状

本市のごみ処理の実績は以下のとおりです。

表 1 ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

単位：g/人・日

	基準年度	実績			目標年度
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 30 年度
もえるごみ	414	404	394	382	
もえないごみ	134	130	134	137	
合計	548	534	528	519	504
対 19 年度比		2.6%	3.6%	5.3%	8.0%
リサイクル率	25.4%	25.2%	24.1%	24.1%	28.0%

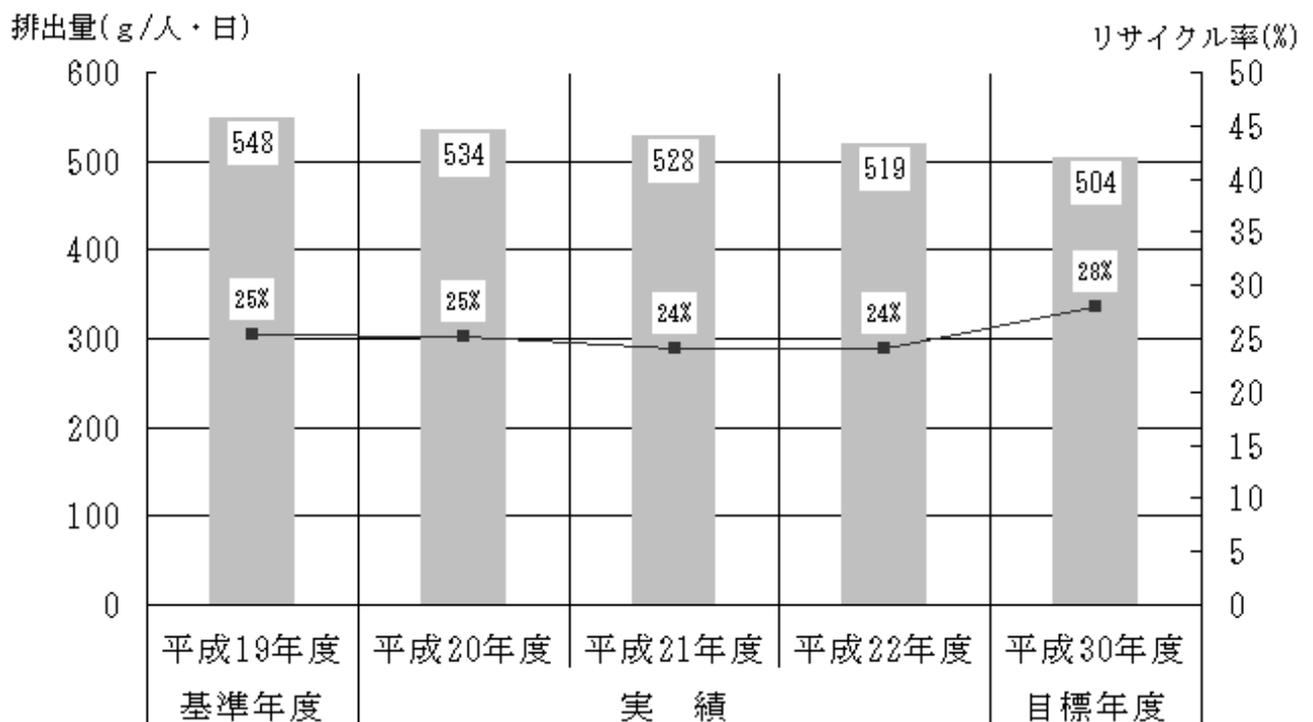


図 1 ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

5. 使用されたごみ袋の影響

使用されたごみ袋の影響は以下のとおりです。

表 2 使用されたごみ袋と排出状況(H21 年度実施 採取場所:戸建住宅) 単位:%

	組成分析での適正排出率
中身の見えるごみ袋で排出された「もえるごみ」	93
中身の見えないごみ袋で排出された「もえるごみ」	85

【中身の見えないごみ袋(黒色)の一例】



【中身の見えるごみ袋(透明)の一例】



表 3 中身の見えない袋に関連する収集時のトラブル件数

単位:件

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
直営収集の公務・労働災害申請件数	2	0	2	1	1
委託収集(不燃)の収集車火災件数	6	2	8	3	6

*平成23年度:平成24年3月21日現在

【不適正に排出されたごみが原因によるごみ収集車の火災】



6. 指定ごみ袋制度の定義

「指定ごみ袋制度」とは、市民が「市が指定するごみ袋」で家庭ごみ(もえるごみ・もえないごみ・資源ごみ)を出していただく制度です。

7. 指定ごみ袋制度の導入目的

「指定ごみ袋制度」の導入目的は以下のとおりです。

- (1) ごみ減量意識の向上
- (2) 分別の徹底によるさらなる資源化の促進
- (3) 排出方法の適正化と収集作業等の安全確保



8. 市が指定するごみ袋の基準

「市が指定するごみ袋」の基準を以下のように決めました。

- (1) 透明・白色の半透明で「中身の見える」一般に流通する市販品のごみ袋です(基本は透明です)。
- (2) レジ袋、商品包装用袋、粗品用袋などの非売品であっても、透明・白色の半透明で「中身の見える」ものであれば使用できます。
- (3) 透明とは、無色で中身の見えることです。
- (4) 使用できる半透明の基準は、白色のみで袋を通して新聞の文字がはっきり見える(ごみの色や形が一目で判る)程度です。
- (5) 白色以外の有色半透明は使用できません。
- (6) 市が製造、販売する規格品ではありません。
- (7) ごみ処理手数料が価格に含まれている「有料指定ごみ袋」ではありません。



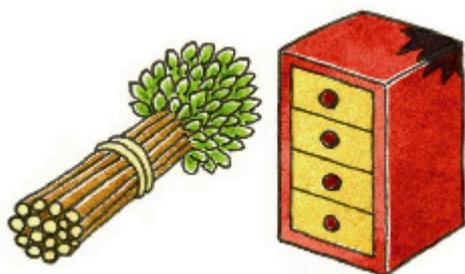
9. 市が指定するごみ袋の基準の選定理由

「市が指定するごみ袋」の基準の選定理由は以下のとおりです。

- (1) 昨今の経済状況を勘案してごみ処理手数料を付加しないで、課題解決を目指すこととしました。
- (2) 市民負担を軽減するために市規格品を採用せずに市販品とし、身近な小売店業者で購入できるようにしました。
- (3) ふれあい収集や単身者の方が少量のごみを出すことを考慮して、レジ袋の使用も認めました。
- (4) また、レジ袋が少しでもごみ袋として有効活用できるように、透明だけではなく白色の半透明の使用を認めました。
- (5) 半透明を認めることで排出時の混乱を避けるため、またごみ集積場所の美観の向上を目的として白色以外の有色の使用を認めませんでした。

10. ごみの出し方について

- (1) 家庭ごみ（もえるごみ・もえないごみ・資源ごみ）を出す際は、透明・白色の半透明で「中身の見える袋」を使用します。
- (2) 剪定枝や袋に入らない粗大ごみなど、袋に収納することが不合理なごみにつきましては、これまでどおり、ひもでくくることなどをして袋に収納しないで出すことができます。



- (3) 個人を特定できるもの又は身体的状況にかかわるもの（生理用品、おむつ、下着など）については、内袋などに包んで出すことができます。ただし、すべてのごみを内袋で包んで出すことはできません。



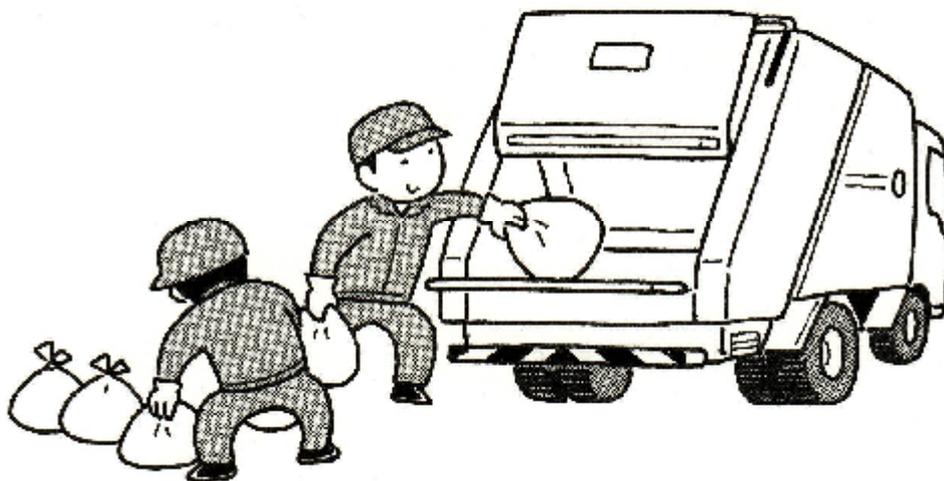
11. 指定ごみ袋制度の導入日程

2012年（平成24年）6月1日（金）試行導入

移行期間中「市が指定する袋」以外の袋（黒色の中身の見えないごみ袋など）をすでにお持ちの場合、使用することができます。

2012年（平成24年）10月1日（月）完全導入

「市が指定する袋」以外は使用できません。



皆様のご協力をお願いします！！

12. むすび（すべては未来のたからものである子ども達のために...）

2011年3月11日、未曾有の大震災が東日本を襲いました。一瞬のうちに私たちが築き上げてきた街が津波に飲み込まれていった報道は、今も記憶に鮮明に残っています。多くの帰らぬひとがおられる中で、自然の脅威にさらされた被災地では、復旧・復興に向けてたくさんの方々が懸命に努力を続けられています。

また、この大震災により福島県にある原子力発電所が大きな被害を受け、今も近隣の方々はご不便な生活を強いられています。さらには原子力発電の有り方や電気を大量に使用する生活様式が、日本だけではなく世界中の問題として認識され、様々な意見が論議されています。

ただ、不幸中の幸いだったのは、日本中が「思いやりの絆」で満たされたことです。被災された人々の「忍耐」、原発核燃料プールへの放水を行った消防士や津波避難誘導の広報を続けた職員の「勇敢」、全国から駆けつけたボランティアの「献身」、そして日本人の「秩序」は世界に誇れるものと考えます。

私たちに何ができるでしょうか...

かつての日本では「もったいない」という言葉が当たり前の時代でしたが、効率重視となった経済偏重の流れの中で、私たちは何か大事なものを失ってしまったのではないかと感じます。

一方、2004年12月にノーベル平和賞を受賞したワンガリ・マータイさんは2011年9月に惜しくも亡くなりましたが、日本語の「もったいない」に感銘を受け、世界共通のことばとして「^{モッタイナイ}MOTTAINAI」を提唱し、行動されてきました。

もう一度私たちは、地球環境に対して尊敬の心を込めて、使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選び、必要以上のものを買わないように心がけ、「^{モッタイナイ}MOTTAINAIの実践」を行っていく必要があります。

私たちに何ができるでしょうか...

今回の「指定ごみ袋制度」の実施は、「ごみ減量意識の向上」を目的としています。本市では、ごみ減量化の取り組みとして1人1日あたり8%削減を目標としています。たかが“8%”、されど“8%”です。

この小さな第1歩は、私たちが「思いやりの絆」をかたちとし、すべては未来のたからものである子ども達のために、かけがえのない地球を守る自覚を持つことになると考えます。

私たちにできることから始めましょう！

「指定ごみ袋制度」は市民の皆さんの日々の生活に密接に関わる課題であり、ご不便をかけることとなりますが、「^{モッタイナイ}MOTTAINAIの実践」としてご理解とご協力を賜りますように、よろしくお願いいたします。